

IEEJ NEWSLETTER

No.29

2006.2.8 発行

(月 1 回発行)

財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 十市 勉

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0212 FAX: 03-5547-0223

目次

- 1 . 原油価格高騰への政策対応とその影響
- 2 . サウジ新国王の中国、インド訪問とその意味
- 3 . 中東ウォッチング：イラン核開発問題の行方
- 4 . WH 社の東芝への売却合意とその背景
- 5 . 審議会ハイライト

1 . 原油価格高騰への政策対応とその影響

今年に入って、北半球を寒波が襲い、またイラン核開発問題を巡る緊張やナイジェリアでの供給支障を受けて、WTI 原油価格は 60 ドルを超える高値で推移している。WTI 原油の年平均価格は、2004 年に初めて 40 ドルを超え、05 年には 56 ドル台となった。今年もこのまま行けば、昨年並みの高価格となる可能性が高い。このように、40 ドルを超える高価格が 3 年余り続くことで、世界の石油需給や産油国、消費国の政策対応にどのような影響を及ぼすのか、石油問題の専門家や有識者の間で問題意識が高まっている。筆者が昨年未行った OPEC 事務局との意見交換でも、また 1 月末に英国で石油関係者と実施した意見交換においても、本問題への関心の高まりを実感した。

まず、供給サイドについては、2010 年頃までを展望すると、OPEC および非 OPEC の産油国ともに原油価格の高騰に反応して、生産量を徐々に増加させる、との見方が多数派を占めている。もちろん、資源へのアクセスの問題、産油国での地政学リスクの高まりや投資環境の悪化、外資導入への姿勢後退など将来の供給増にとって、懸念材料は数多く存在する。また、昨年米国におけるハリケーン被害など、予想外の出来事で安定的生産や増産を妨げる要因の存在も無視しえない。しかし、原油価格の高騰および好調な需要増に対応するため、中東やアフリカ、旧ソ連の主要産油国では、供給能力を拡大しようとする動きが現れており、世界全体として生産能力が当面は徐々に増加していくと見られる。

しかし、需要サイドについては、不確実性が非常に大きいとの見方が現れつつある。すなわち、現在の原油高とその背景にあるリスク要因の高まりに対応して、主要消費国がエネルギー安全保障強化のため、石油消費の抑制策を強力に展開するのではないか、と考えられるからである。周知の通り、現時点では原油高にもかかわらず、世界経済は順調な成長を維持し、石油需要も堅調な増加を続けている。しかし、その流れを大きく変化させる可能性として、消費国の政策が注目され始めているのである。この点では、今後の石油需要増加の中心であるアジア主要国の動きが特に重視されている。なかでも、中国などにおける省エネルギー政策の推進を巡る動きや石油代替エネルギー開発のための政策展開、石油製品の価格政策や税制について欧米の石油関係者の関心が非常に高い。

しかし、様々な意見交換を通して感じることは、現在の政策対応では、将来の石油需要の伸びを緩やかに減速させる程度しか影響力はないとの見方が根強いことである。そこで議論を呼んだのは、これから先、安定した高価格が続くのか、あるいは、かつての石油危機のような「ショック」によって原油価格が大幅に高騰するのか、それによって消費国の政策対応は決定的に異なるであろう、という点であった。石油消費を抑制する政策は、一般的に極めて大きな社会・経済的コストを伴う。高いコストを伴う政策が強力に実施されるためには、その政策の受容性を高める何らかのドライバーが必要であり、その場合「ショック」の発生がトリガーになる、という考え方である。仮にそのような事態が発生した場合、石油需要の増加は、中長期的に見て大きな影響を受ける可能性がある。

エネルギー安全保障問題への世界的な関心の高まりを考えると、上述の可能性を完全に否定することはできない。最近の国際石油市場の基調となっている石油需要の増加傾向が低迷あるいは鈍化すれば、需給環境を大きく変化させ、次の「サイクル」を生み出す可能性もある。その意味では、今後の国際石油情勢の展望にあたっては、消費国における政策対応とその効果が極めて重要な要素であり、その帰趨に注目していく必要があるだろう。

(総合戦略ユニット 研究理事 小山 堅)

2 . サウジ新国王の中国、インド訪問とその意味

サウジアラビアのアブドラ新国王は、昨年 8 月の国王就任以来初めての本格的な外遊先として中国、インド、マレーシア、パキスタンを選んだ。1 月 22 日より中国には 3 日間、インドには 4 日間、それぞれ滞在した。随行者にはナイミ石油鉱物資源相、ジェライシー・リヤド商工会議所会頭などと共に女性 50 名程度も含まれていると聞く(民主化をアピールか)。訪問先に、マレーシア、パキスタンを選んだことは、イスラム教国との友好促進ということで、素直に納得出来るが、中国、インドを最優先した理由は何処にあるのだろうか。筆者が推測するに、次の 3 点が挙げられる。

経済成長著しい BRICs の中のこの 2 カ国は世界経済の中でメイン・プレーヤーになりつつある。

サウジ原油の安定した供給先として、今後ますます重要性を増してくる。

湾岸の政治的バランスを図ってゆく上で、米国の圧倒的な影響力を和らげる「緩衝材」として貴重で大事な存在である。

サウジと中国は、1990 年に国交を樹立した。そのため、殆どの在サウジ大使館が外交官居住区の中に厳重な警護の下に所在しているのに対して、在サウジ中国大使館はその地区からはかなり離れた場所に位置している。しかし、中国はその出遅れを取り戻すべく精力的に動いている。すでに「ガス・イニシアティブ」では Sinopec がルブ・アルハリ砂漠の一角で掘削を開始しており、相当量のガスが発見されれば、サウジ・中国関係は劇的に変化するとも言われている。

サウジ側も、サウジ総合投資院(SAGIA)に「China Desk」を設置し、ステイリ家の 28 歳の女性(米国に 4 年間留学、中国語が堪能)をそのチーフに登用し、中国からの投資促進に力を入れている。サウジ、中国両国間の貿易は昨年 1 月～11 月累計で 145 億ドルと前年比 59%増と大幅に拡大している。今回のアブドラ国王の訪中では、海南省に建設を計画している大型石油備蓄基地プロジェクトへの投資や、中国での石油製油所の建設商談なども進展が見られた模様である。

一方、サウジには非居住者インド人が 160 万人いるといわれ、在サウジ外国人の全体の約 4 分の 1 を占めトップの多さである(因みに 2 位はフィリピンで 90 万人)。この事実をみても、両国は昔から深い関係にあることがよく判る。この度のアブドラ国王の訪印は、1955 年のサウ第 2 代国王以来、実に 50 年振りである。それも、1 月 26 日のインド共和国記念日の主賓客としての訪問で、両国の熱の入れ様がよく分かる。今回筆者がサウジ出張時の 1 月 22 日にお会いした在サウジ・インド大使館(インド人外交官数 20 名)のカーン一等書記官は、「国王のインド訪問は画期的なことだ。私もこれからインドに帰り準備に忙しい。これを機に相互の投資案件は急速に増えるだろう。」と上気した顔で語っていた。

アブドラ新国王の訪印で、二重課税防止条約、投資促進・保護協定、テロ抑止を目指す協力協定など 4 つの合意文書に調印が行われると共に、サウジがインド向けの最大の原油供給者(輸入量の 30%の約 50 万 B/D)であることもあり、数多くの石油精製、石化プロジェクト案件が話合われた。事実、インド民間財閥の Reliance 社がサウジの製油所、石化案件に 80 億ドル投資とか、Saudi Aramco をインドの 5 製油所の投資に勧誘とかのニュースが流れている。

日本も 5 月にスルタン新皇太子兼国防相を日本に招聘するよう根回しに動いていると聞く。Petro-Rabigh (住友化学)の新設、Sharq (三菱グループ)、Ar-Razi (三菱ガス化学、伊藤忠グループ)の増設等で日本のサウジ投資額は米国を抜いてトップとなったが、この石油大国に対して、日本もより一層戦略的な対応が求められる。

(産業研究ユニット 研究主幹 大住政孝)

3 . イラン核開発問題の行方

IAEA 緊急理事会は、2月4日、イラン問題について国連安保理で「報告」するようエルバラダイ事務局長に求める決議を採択した。イランが2003年末以来、自発的停止措置の下においてきたナタンズの核燃料濃縮実験工場の封印を解き、ウラン燃料濃縮の「研究・開発を目的」とする活動を再開する準備に進んだことは、将来的に、安保理がイランに対して何らかの懲罰的措置をとる可能性を高めた。

核兵器開発への技術転用を懸念する英独仏の欧州3カ国と米国は、IAEA 緊急理事会で安保理への付託を目指し、ロシアと中国を交えて協議してきた。欧米にとって、今後、安保理が分裂して機能停止に陥る事態を避ける上で、制裁措置の導入に対して慎重姿勢を崩していないロシアと中国の説得が焦点となった。今回の決議が安保理への付託ではなく、報告にとどめていることは、両国に配慮したためである。

とくにロシアは、イランに対して、自国内でウラン濃縮を行う妥協案を提示している。自国内での濃縮に固執するイランは、協議の継続に意欲を見せながらも、ロシア案の受諾を先送りし、この提案に対する中国の関与を求めた。イランの狙いは、安保理で拒否権を行使できる両国の関与を確保することにあり、万全ではないながらも、一定の効果を発揮している。

イランは、4日の決議採択後、濃縮活動を全面的に再開の上、これまで受け入れてきた拡大査察を止め、IAEA への協力をNPTの保障措置に限る対抗手段について言及している。また、この先も、自国でウラン濃縮技術を確立するため、NPTの枠内で認められた権利の行使を主張し、それを段階的に実行に移していくことだろう。

イランの反応は、今回の決議採択によって、欧米が望むようなイランの行動変化に期待することの難しさを示している。いかなる形であれ、イランによるウラン濃縮技術の研究・開発の進行を看過できない欧米および国際社会と、NPTの枠組みの中での濃縮活動に邁進するイランとの間で、危機は、いっそう深まる方向に歩んでいる。

(中東研究センター長 田中 浩一郎)

4 . WH 社の東芝への売却合意とその背景

昨年 6 月、英国原子燃料会社 (BNFL) は子会社のウェスティング・ハウス社 (WH) の売却を取締役会で決定し、その売却先が注目されていた。そんな中、今年の 1 月 24 日、東芝は BNFL から WH 社の優先交渉権を得たと発表、2 月 6 日 BNFL とロンドンで買収合意文書に正式に調印し、買収額は 54 億ドル (約 6400 億円) であることを明らかにした。BNFL 経営陣が東芝を選んだ理由は、提示額が最高だっただけでなく、WH 経営陣の自主性を重んじる意向を東芝が示したことで、今後の中国等での原発受注活動など将来の事業展開もスムーズに進むと判断したことだという。一方、東芝は買収の理由として、BWR に加え PWR 事業への参入でシナジー効果が期待できることを挙げている。また、関係者の予想を大きく上回った買収金額については、妥当な金額であり、今後 20 年以内に回収できると述べている。今後東芝は、三井物産や丸紅、米国ショー・グループにも出資を仰ぐ模様である。

GE 社と技術提携し、国内 BWR 市場で日立とともに事業展開してきた東芝が、PWR メーカーの WH 社を傘下に加えたことは業界に大きな影響がある。WH 社自身には最近 20 年ほど新規プラントの設計・建設実績がほとんどないが、AP -1000 など米国 NRC の設計認証を受けたプラントを 3 つ持つなど優れた設計技術力を有している。この設計技術力と東芝の実機設計・製造能力が結びつけば、東芝の PWR 市場への進出も可能である。ただし専門家によると、当面、PWR の実機設計と製造には三菱重工の協力が不可欠との見方もあり、東芝が直ちに PWR を受注できるかは不明である。いずれにせよ今後、GE 等海外メーカーも含めた原子力機器メーカー間の協調・競合の関係が従来と変わってくる可能性は高い。

20 年以上のブランクを経て原子力発電所の新規建設が再開される米国では、プログレス・エナジー社のシアロンハリス (ノース・カロライナ州) において AP -1000 の建設・運転の一体認可を 2008 年頃に申請予定であるなど、複数の計画が具体化しつつある。これらの新規プラントをどこが受注し製造するかにより、今後の業界勢力は大きく変化する可能性がある。

(電力・原子力・石炭グループ 主任研究員 村上 朋子)

5 . 審議会ハイライト

原子力部会 第 1 回電力自由化と原子力に関する小委員会 (1 月 10 日)

第 1 回目の今回は、電力自由化と原子力発電の現状と課題、原子力発電の新・増設、今後の対応策の検討項目について事務局より説明があった。これに対して各委員より、問題意識が電力会社の原子力発電所の建設促進支援に偏っているのではないかと、ビジネスとしての原子力発電を企業が選択できる政策パッケージをどのように提供できるか、負荷追従運転を検討すべきなどの意見があった。

内藤理事長の発言内容は以下の通りである。

- ・原子力の総発電電力量を 40% とすべきである。それを 45% や 50% とするかどうかを含め目標の検証が必要である。
- ・アライアンスはいいが、電力間競争が激しくなると、企業経営上から原子力を選択しない可能性もある。企業の観点からみたモチベーションを踏まえたインセンティブを検討すべきである。
- ・原子力発電の外部経済性のコスト化を明確にすべきである。また現在、連携線の増設へのインセンティブがないが、エンドユーザに負担をかけずに、国民全体が電力を安定確保できるようなルール作りを再検討すべきである。

(電力・原子力・石炭グループ 主任研究員 村上朋子)

産業構造審議会 環境部会 第 12 回市場メカニズム専門委員会 (1 月 17 日)

京都メカニズムに基づく温室効果ガス削減クレジットを政府が取得するための制度構築について検討が行われ、以下のような具体的措置が示された。

2006 年度の予算限度額を 122 億円としてクレジットの取得業務を開始すること。クレジット調達を専門的に行う機関を NEDO (独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構) とすること。

予算措置については、国庫債務の負担行為 (公共事業等、プロジェクトの実施期間が長期にわたる場合に用いられる予算措置) とし、クレジット取得の制約とな

り得る単年度予算制度に柔軟に対応すること。

これらに基づき委員より、制度に求められる更なる検討要素等についての指摘がなされ、これまでに CDM の運営等を通じて明確化している京都メカニズムの課題への対処等について討議がなされた。次回会合は 3 月に予定されている。

(地球環境ユニット 研究員 伊藤葉子)

IEEJ Newsletter 電子メール配信サービスのお知らせ

弊研究所の賛助会員企業・団体の方は Newsletter の電子メール配信 (PDF ファイル) サービスがご利用頂けます。標題に「メール配信希望」、本文に貴社・団体名、役職、お名前、連絡先電話番号をご記入の上、newsletter@tky.ieej.or.jp 宛に電子メールをお送り下さい。

Newsletter に関するご意見・お問合せは newsletter@tky.ieej.or.jp までどうぞ。